

# 兵庫県公報

平成29年 2月24日 金曜日 第 2877 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 河川法第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等（中播磨県民センター）	4
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	5
<b>警察本部公告</b>	
○ 落札者等の公示	5
<b>正 誤</b>	
○ 平成13年1月9日付け兵庫県公報第1225号中	6
○ 平成20年4月4日付け兵庫県公報第1967号中	6

## 告 示

### 兵庫県告示第152号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年2月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
多可郡多可町八千代区横屋字桑谷209の1、209の2、209の11から209の16まで、209の17の1、209の17の2、209の19から209の22まで、209の24から209の30まで、209の32から209の37まで、209の54
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

### 兵庫県告示第153号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年 2月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
姫路市夢前町山之内字生シ岩庚290、字掛ノ谷甲120の1、甲120の7
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第154号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年 2月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
姫路市夢前町山之内字法師ヶ谷丙292の1から丙292の4まで、丙292の7、字石ヶ谷己764、己764の1から己764の4まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第155号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年 2月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
伊丹市昆陽北1丁目14番1及び14番3の各一部
- 2 特定有害物質の名称  
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



**兵庫県告示第156号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 2月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成28年 9月 5日から同年12月25日まで
- 3 作業地域  
宍粟市一宮町三方町及び百千家満地内



**兵庫県告示第157号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 2月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
復旧測量（基準点）
- 2 作業期間  
平成27年10月26日から同年11月10日まで
- 3 作業地域  
神戸市垂水区



**兵庫県告示第158号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 2月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年 2月24日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 2月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名  | 道路の区域                            |    |                  |               |    |
|---------------|----------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|               | 区 間                              | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 国道<br>1 7 6 号 | 三田市川除字ケラ18番2から<br>同 市川除字ケラ18番2まで | 旧  | 12.0から<br>12.0まで | 52.0          |    |
|               |                                  | 新  | 12.0から<br>13.0まで | 52.0          |    |



**兵庫県告示第159号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 2月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年 2月24日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 2月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名   | 道路の区域                                  |    |                  |               |    |
|----------------|----------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|                | 区 間                                    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>白浜姫路停車場線 | 姫路市北原字松モト274番12から<br>同 市北原字松モト274番13まで | 旧  | 9.0から<br>12.0まで  | 40.0          |    |
|                |                                        | 新  | 10.0から<br>12.0まで | 40.0          |    |



兵庫県告示第160号

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等について、同条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成29年 2月24日

河川管理者

中播磨県民センター長 岡 本 周 治

- 1 保管した工作物等  
別表のとおり
- 2 当該工作物等の保管の場所  
姫路市飾磨区中島字大森新田3048—51地先
- 3 保管した工作物等の返還の手続  
保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を、中播磨県民センター姫路港管理事務所に提出し、返還を受けること。

別表 船舶

| 整理<br>番号 | 保管した工作物等    |            |    | 船舶番号又は船舶検査<br>済票番号 | 保管した工作物等<br>が放置されていた<br>場所 | 除却した年月日時       | 備考 |
|----------|-------------|------------|----|--------------------|----------------------------|----------------|----|
|          | 名称          | 長さ(m)×幅(m) | 数量 |                    |                            | 保管を始めた年月日時     |    |
|          | 種類          | 内色－外色      |    |                    |                            |                |    |
| 1        | 二重丸         | 5.9×2.1    | 1  | 260-9990           | 姫路市飾磨区入船<br>町5番地先<br>(船場川) | 平成29年 2月 7日 9時 |    |
|          | モーター<br>ボート | 白－白        |    |                    |                            | 同 日11時         |    |
| 2        | なし          | 6.2×2.3    | 1  | 260-23102          | 姫路市飾磨区入船<br>町5番地先<br>(船場川) | 平成29年 2月 7日 9時 |    |
|          | モーター<br>ボート | 白－白        |    |                    |                            | 同 日11時         |    |
| 3        | KAISHO II   | 6.3×2.3    | 1  | 250-13850          | 姫路市飾磨区入船<br>町5番地先<br>(船場川) | 平成29年 2月 7日 9時 |    |
|          | モーター<br>ボート | 白－白        |    |                    |                            | 同 日11時         |    |

|   |          |         |   |           |                          |              |
|---|----------|---------|---|-----------|--------------------------|--------------|
| 4 | なし       | 6.3×2.2 | 1 | 260-16538 | 姫路市飾磨区入船町5番地先<br>(船場川)   | 平成29年2月7日11時 |
|   | クルーザーヨット | 白一橙     |   |           |                          | 同 日13時       |
| 5 | なし       | 7.0×2.5 | 1 | 260-25188 | 姫路市飾磨区入船町5番地先<br>(船場川)   | 平成29年2月7日11時 |
|   | クルーザーヨット | 薄茶一白    |   |           |                          | 同 日13時       |
| 6 | なし       | 6.3×1.6 | 1 | 260-6049  | 姫路市飾磨区構1073番4地先<br>(船場川) | 平成29年2月7日9時  |
|   | モーターボート  | 白一白     |   |           |                          | 同 日11時       |
| 7 | なし       | 6.2×2.2 | 1 | 不明        | 姫路市飾磨区入船町5番地先<br>(船場川)   | 平成29年2月7日11時 |
|   | モーターボート  | 白一白     |   |           |                          | 同 日13時       |
| 8 | なし       | 6.2×2.1 | 1 | 不明        | 姫路市飾磨区入船町5番地先<br>(船場川)   | 平成29年2月7日11時 |
|   | クルーザーヨット | 白一橙     |   |           |                          | 同 日13時       |
| 9 | なし       | 6.2×1.5 | 1 | 不明        | 姫路市飾磨区構1073番4地先<br>(船場川) | 平成29年2月7日9時  |
|   | モーターボート  | 白一白     |   |           |                          | 同 日11時       |

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年2月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市平田字岩ヶ岸24番1の一部、27番1、28番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
三木市吉川町西奥9番地の1  
羽田和男  
羽田かほる
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年12月12日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-23号（28三木）

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成29年 2月24日

契約担当者  
兵庫県警察本部長 太 田 誠

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 兵庫県自動車運転免許試験場庁舎外 4 庁舎で使用する電気 予定数量1,754,722kwh/年
  - (2) 兵庫県警察本部科学捜査支援センター庁舎外51庁舎で使用する電気 予定数量13,668,884kwh/年
  - (3) 兵庫県警察本部庁舎で使用する電気 予定数量9,602,604kwh/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年 1月13日
- 4 落札者の名称及び住所
  - (1) ミツウロコグリーンエネルギー (株) 東京都中央区日本橋本町三丁目 7 番 2 号
  - (2) (株) F-Power 東京都港区六本木一丁目 8 番 7 号
  - (3) ミツウロコグリーンエネルギー (株) 東京都中央区日本橋本町三丁目 7 番 2 号
- 5 落札金額
  - (1) 31,863,631円
  - (2) 238,732,380円
  - (3) 148,472,536円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成28年11月29日

正 誤

○平成13年 1月 9日付け (兵庫県公報第1225号)  
兵庫県人事委員会訓令第 2 号 (人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令) 中

| (ページ) | (行)   | (誤)             | (正)             |
|-------|-------|-----------------|-----------------|
| 12    | 下から18 | 兵庫県人事委員会訓令第 2 号 | 兵庫県人事委員会訓令第 1 号 |



○平成20年 4月 4日付け (兵庫県公報第1967号)  
兵庫県告示第390号 (土砂災害警戒区域の指定) 中

| (ページ) | (行)   | (誤)                     | (正)                     |
|-------|-------|-------------------------|-------------------------|
| 8     | 下から19 | 美方郡香美町小代区野間谷 (別図63のとおり) | 美方郡香美町小代区熱田 (別図63のとおり)  |
|       | 下から15 | 美方郡香美町小代区野間谷 (別図64のとおり) | 美方郡香美町小代区熱田 (別図64のとおり)  |
|       | 下から 3 | 美方郡香美町小代区水間 (別図67のとおり)  | 美方郡香美町小代区猪之谷 (別図67のとおり) |
|       | 上から 2 | 美方郡香美町小代区水間 (別図68のとおり)  | 美方郡香美町小代区猪之谷 (別図68のとおり) |

|   |       |                       |                        |
|---|-------|-----------------------|------------------------|
| 9 | 上から6  | 美方郡香美町小代区水間（別図69のとおり） | 美方郡香美町小代区猪之谷（別図69のとおり） |
|   | 上から10 | 美方郡香美町小代区水間（別図70のとおり） | 美方郡香美町小代区猪之谷（別図70のとおり） |